

しあわせ

No.124

編集・発行：社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
〒662-0913 西宮市染殿町8-17
西宮市総合福祉センター内
TEL:0798(34)3363 FAX:0798(35)1132
http://www12.u-page.so-net.ne.jp/pa2/n-shakyo/

みんなで進める“福祉のまちづくり”

平成13年度事業方針

平成12年6月に施行された社会福祉法では、「個人の尊厳」を基本理念とし、「福祉サービス利用者が事業者と対等な立場での契約の確保」や「社会福祉法人等の体制の整備や財務諸表の開示」など事業運営の透明性の確保がうたわれています。さらに、今後の社会福祉については、住民・当事者やボランティア（NPO団体等含む）の広範な人々の主体的な参加・参画による「地域福祉」の推進を図っていくことが法律上明確にされました。

西宮市社会福祉協議会（社協）では、これらの社会福祉改革の動向を踏まえつつ、西宮市の福祉状況と課題を明らかにし、今後の地域福祉の推進及び社協事業・活動の拡充のための方策を第5次発展計画としてまとめるとともに、平成13年度よりそれに沿った各種の事業・活動を精力的に取り組んでいきます。

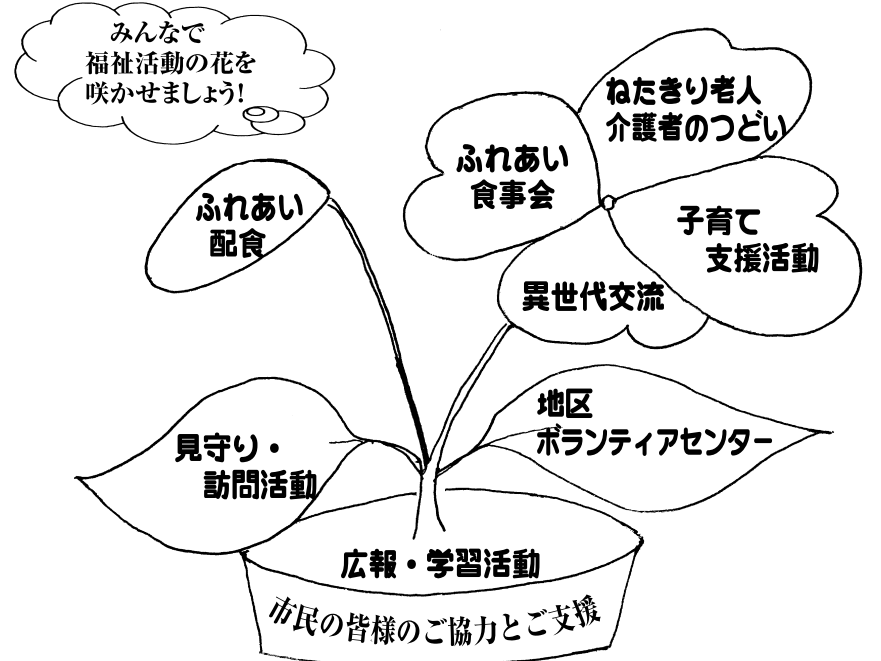
《主な取組み》

- I 小地域福祉活動（支部・分区活動）の推進**
住民・市民の地域福祉活動及びボランティア活動への参加・参画を促進するため、住民・当事者の身近な小地域における福祉活動の充実を図ります。
- II 地区ボランティアセンター（地区VC）の設置と活動充実**
地域における福祉やボランティア活動に関する相談・情報提供並びに住民の支え合い活動の拠点として、地区VCの市内全域での設置を進めます。また、相談・要援護者支援及びコーディネート等の機能の総合的推進を図るとともに、地区VC間のネットワークの強化に努め、小地域及び全体的な見守り・支援ネットワークの構築に向けて取り組みます。
- III 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の充実**
判断能力に不安のある痴呆性高齢者や知的障害者・精神障害者への適切な福祉サービス利用のための助言・援助・代行や日常的な金銭管理などの支援を進めます。
- IV 「市町村障害者生活支援事業」の受託に向けた研究・検討及び体制整備**
障害者福祉分野においても、利用選択制度（支援費支給方式）の導入が、平成15年度に予定されていることを視野に入れ、障害者福祉関連事業の総合化を進めるとともに、在宅障害者とその家族への生活支援の充実を目指します。
- V（仮称）「組織等検討委員会」の設置**
新たに示された社会福祉法人規程に準拠した組織の見直しや新会計基準の導入などの法人機能強化を図るとともに、財源の窮乏化に伴い、現行事業・活動の整理・統合を図り効果的な事業実施に努めます。併せて自主財源の確保を含めた財源健全化に向けた取り組みを進めます。ついで「社協組織等検討委員会」を設置し、その具体化を図ります。
- VI 会員会費制の普及の推進**
住民の福祉活動への参画と財源基盤の拡充を目的に、社協会員会費制度の普及を進めます。その普及にあたっては、市民への社協活動の周知・福祉意識の啓発活動の強化を図るとともに、社協事業の効果的な推進に努めます。さらに、中長期の全体的な普及に向けた推進方策について支部・分区関係者との十分な協議のもとその策定に取り組みます。
- VII 社協設立50周年記念事業の実施**
平成13年度は、社協設立50周年及び21世紀の初年度にあたる節目であり、社協活動の新たな出発の契機として、市民への福祉意識の啓発を進め、今後の地域福祉活動の推進並びに社協活動の充実に向けた事業として実施します。

社協活動の応援者（会員）募集中！ 福祉のまちづくりをみんなで進めるため

西宮市社協では、公共性と自主性を有する民間団体として「住民主体」の理念にもとづき「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、地域（支部・分区）ごとの小地域福祉活動を展開しています。

具体的活動としては、孤立・孤独を防ぐ“見守り・訪問活動”や“高齢者のふれあい食事会”“寝たきり介護者のつどい”“子育てサロン”などの各種地域交流事業、支援を必要とする人に対して、地区ボランティアセンターを通して家事援助や外出介助等、ボランティア派遣活動などを行っています。また、これらの活動をより推進するために学習・広報活動にも取り組んでいます。



これらの活動は、既に多くの地域の方々の積極的な参加・協力のもと進められておりますが、今後更にきれいな花を咲かせ“福祉のまちの実現”という実を結ぶためには、幅広い市民の皆様の参加・参画が求められるとともに、これらの活動に要する財源の確保を図っていく必要があります。

現在、西宮市社協では社協会員会費制度を設け、会員として社協及び地域福祉活動に関心と理解を持ち、財源的にも活動推進を応援して頂ける市民・団体・事業所等を広く募集しています。

《社協会員の加入方法》

会員の募集は、お住まいの地域の地区社協役員もしくは協力員の方が地域にあった方法で行っています。お住まいの地区社協の連絡先が不明なときは西宮市社協事務局（☎0798-34-3363）でも受付しています。

《会員の種類及び会費》 会費は年額です。

| 区 分 | 会費（年間：一口） | |
|-------------------------|------------------|--------|
| (1)個人会員 西宮市内に居住されている方 | 500円 | |
| (2)団体会員 西宮市内の施設、団体及び事業所 | 5,000円 | |
| (3)賛助会員 | ①西宮市外に居住されている方 | 500円 |
| | ②西宮市外の施設、団体及び事業所 | 5,000円 |

平成12年度加入状況（平成13年3月末現在）

| | | |
|------|--------|------------|
| 個人会員 | 3,023名 | 1,804,000円 |
| 団体会員 | 186団体 | 1,240,000円 |

会員のみなさま
ありがとうございます。
平成13年度も引き続き
ご協力をお願いします。

多くのみなさまから12年度会費を納めていただきました。この会費は、平成13年度の主に地区ボランティアセンター（4月現在市内27ヵ所）の運営並びに地域における小地域福祉活動の推進に活用させていただきます。

平成13年度 西宮市社会福祉協議会「社会福祉事業会計資金収支予算」（単位：千円）

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|
| 項 目 | 予算額 | 構成比(%) | 項 目（経理区分） | 予算額 | 構成比(%) |
| 会費収入 | 5,364 | 0.38% | 法人運営事業 | 279,386 | 19.80% |
| 共同募金配分金収入 | 37,842 | 2.68% | 福祉事業 | 37,432 | 2.65% |
| 経常経費補助金収入 | 533,111 | 37.73% | 共同募金配分金事業 | 38,371 | 2.72% |
| 市受託事業収入 | 774,613 | 54.82% | 権利擁護事業 | 8,323 | 0.59% |
| 県社協受託事業収入 | 11,959 | 0.85% | 福祉人材バンク | 16,136 | 1.14% |
| 利用料収入 | 3,375 | 0.24% | かぶとやま荘 | 76,872 | 5.45% |
| 日赤会計繰入金収入 | 2,300 | 0.16% | 青葉園 | 256,179 | 18.16% |
| 寄附金収入（善意銀行） | 2,587 | 0.18% | 社会福祉センター | 7,859 | 0.56% |
| 雑収入 | 6,043 | 0.43% | 西波止会館 | 4,762 | 0.34% |
| 受取利息配当金収入 | 2,001 | 0.14% | 福祉会館 | 16,624 | 1.18% |
| 基金・積立金等取崩収入 | 16,392 | 1.16% | 老人福祉センター | 13,779 | 0.98% |
| その他の収入 | 15,650 | 1.11% | 身障センター | 213,519 | 15.12% |
| 繰越金収入 | 1,691 | 0.12% | 視覚障害者図書館 | 15,524 | 1.10% |
| 合 計 | 1,412,928 | 100.00% | 市委託諸事業 | 34,032 | 2.41% |
| 次年度繰越金 | 2,087 | | 児童育成センター | 390,166 | 27.65% |
| | | | 善意銀行 | 1,877 | 0.14% |
| | | | 合 計 | 1,410,841 | 100.0% |

※会計基準の改訂により収支差額を表記しています。

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）は、在宅で生活されている痴呆性高齢者、知的障害・精神障害のある方々が、地域で安心して自立生活が送れるように、生活支援員がご家庭を訪問し福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のお手伝いをします。

また、ご自身で通帳・印鑑を保管するのが不安な方には、日常的な金銭管理に必要な通帳・印鑑に限りお預かりします。

《生活支援員は次のようなお手伝いをします》

- ☆福祉サービスの利用援助
福祉サービスの情報提供や利用手続き、苦情解決制度利用のお手伝いなど
- ☆日常的な金銭管理
福祉サービスの利用料や公共料金等の支払代行、年金の受け取り確認、毎日の暮らしに必要な生活費を預貯金から払い戻しのお手伝いなど
- ☆通帳・印鑑預かり（通帳・印鑑預かりだけの利用はできません）
日常的な金銭管理を行うために必要な通帳と金融機関の届出印鑑のみをお預かりします（日常的に使用しない通帳印鑑は預かりません）

4月から「地域福祉権利擁護事業」が「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」へと名称変更しました。

まずご相談ください 地域生活支援係
☎ (0798) 23-1143

専門員が訪問調査します

専門員がご自宅を何度か訪問し、ご本人から利用の意思やどんなお手伝いを希望されているのかなど、詳しくお聞きします。

支援計画をつくります

どんなお手伝いができるかご本人と確認しながら、計画を立てます。

契 約

ご本人と合意が得られれば、社会福祉協議会と契約を結び、生活支援員を派遣します。

●利用料は、1回500円（1～2時間程度）
〈ただし、契約までの相談・訪問・支援計画策定は無料〉

「このような方が利用されています」

気丈なAさんは、他人に迷惑をかけたくないという強い思いから、今まで一人で何とか頑張ってきました。しかし、最近物忘れがひどく、通帳・印鑑・財布など一人で管理できなくなり、お金がないので何日も食事をとらないでいました。契約後、週1回生活支援員がお宅を訪問し、金融機関から払い戻す金額をご本人と相談してから、一緒に金融機関へ同行しています。また、最近介護保険サービスを利用するための手続きのお手伝いなどを行っています。この事業を利用されてから、Aさんは、お金のやりくりなど自分一人で悩まずにすみ、安心して生活されているようです。